

宇部都市計画地区計画の変更（宇部市決定）

都市計画地区計画を次のとおり変更する。

名 称	位 置	面 積
宇部新都市地区地区計画	宇部市あすとぴあ一丁目、 あすとぴあ二丁目、 あすとぴあ三丁目、 あすとぴあ四丁目、 あすとぴあ五丁目、 あすとぴあ六丁目及び あすとぴあ七丁目 地内	約 94.4 ha
小野田・楠企業団地地区地区計画	宇部市大字船木字迫田 地内	約 5.8 ha

「区域、地区の細区分、壁面位置の制限については計画図表示のとおり」

理 由

各種法令の条項を引用し、「建築物の用途の制限」を定めていることから、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行に伴い改正される建築基準法（平成 30 年 4 月 1 日施行）と、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）及び都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 46 号）の施行に伴い改正される建築基準法（平成 19 年 11 月 30 日施行）等との整合をとるため、変更しようとするものです。

併せて、住居表示の整備事業（第 29 次 平成 13 年 9 月 29 日）に伴う住所表示の変更に合わせ、「位置」の表記を変更するものです。